

令和6年10月1日

初診料の機能強化加算について

医療法人社団共済会 共済会櫻井病院（以下「当院」という）は以下の基準を満たし、関東信越厚生局より受理されております。

- 許可病床数が200床未満（当院 112床）
- 在宅時医学総合管理料（在宅支援病院）の届出
- 施設入居時等医学総合管理料（在宅支援病院）の届出

地域におけるかかりつけ医機能として、以下の取り組みを行います。

- 介護保険制度の利用等に関する相談、主治医意見書の作成
- 母子健康法第12条及び第13条に規定する乳幼児の健康診査の実施
- 予防接種法第5条第1項に規定する予防接種の実施
- 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等の学校医を担当
- 地域ケア会議に出席
- 一般介護予防事業に協力している
- 患者の受診記録を把握し、必要な服薬指導を実施
- 専門医師又は専門医療機関への紹介に係る相談
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
- 保健・福祉サービスに関する相談
- 夜間・休日への問い合わせの対応



医療法人社団 共済会

共済会櫻井病院